

◆難解な取締役制度について、問題となる論点を体系的に分類し、わかりやすく編集しています。

募集設立における設立時取締役の選任方法と、選任された設立時取締役の地位及び権限は

Q 募集設立における設立時取締役は具体的にどのような方法で選出されるのでしょうか。また、選出された設立時取締役はどのような地位と権限をもっているのでしょうか。

A 募集設立とは、発起人が設立に際して発行する株式総数を引き受けなくて一部だけを引き受け、残りの株式について株主を募集する方法によるものです(会社25②)。この場合、株主総会の前身ともいべき創立総会において設立時取締役を選任しなければなりません。この設立時取締役は設立中の会社の執行機関となるとの考えもありますが、設立中は、設立経過の調査、検討を創立総会に報告すべき機関であり、設立中の会社の機関ではありませんが、会社設立登記までは、執行機関は従前通り発起人と解すべきです。

解説

1 発起人による創立総会の招集

設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間の末日のうち最も遅い日以後、発起人は遅滞なく創立総会を招集しなければなりません(会社65①)。創立総会は設立中の会社の議決機関であって、設立時株主をもって構成されます。

発起人による創立総会の通知は、①公開会社及び公開会社でなくとも書面投票・電子投票採用の会社は、2週間前までに書面又は電

組見本 (A5判縮小)

磁的方法で、②公開会社でない会社で書面投票・電子投票を採用しない会社は、1週間前までに書面又は電磁的方法で、さらに取締役会を設置しない会社は、定款でこれを下回る期間を定めることができますが、これを定めた場合はその期間の前までに、設立時株主に通知しなければなりません(会社68①-④)。書面投票や電子投票を用いないときは、設立時株主の全員の同意により創立総会の招集通知は省略することができます(会社69)。

2 創立総会における設立時取締役の選任
創立総会においては設立時取締役を選任することが必要です(会社88)。

(1) 選任方法
取締役の選任は、出席した設立時株主の議決権の3分の2以上で、しかも、議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数に当たる多数決によらなければなりません(会社73②)。

2人以上の設立時取締役の選任である場合には、設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主は、定款に別段の定めがあるときを除き、発起人に対し累積投票による設立時取締役の選任を行うことができます(会社90①)。累積投票の議決権は、創立総会に出席した設立時株主の議決権のうち、議決権を有する株主の最も多い株主の議決権の数に相当する範囲内において行使することができます(会社90②)。

参考法条

○商業登記法
(設立の登記)

第47条 設立の登記は、会社を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 会社法第57条第1項の募集をしたときは、同法第58条第1項に規定する設立時募集株式の引受けの申込み又は同法第61条の契約を証する書面

三 定款に会社法第28条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役(設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面及びその附属書

四 検査役が報告したときは、
五 会社法第34条による払込みがある書面(同法第64条第1項の金額を証明する書面)
六 株主名簿管理人は、その者ととの契面

七 設立時取締役が取締役を選定したときに関する書面
八 設立しようとする委員会設置会社である設立時執行役の選任、時委員及び設立時代の選定に関する書面

九 創立総会及び種類創議事録
十 会社法の規定により、又は選定された設立時取締役及び設立時監査役及び設立時

代表取締役、取締役、取締役会に関する法律実務の手引書!!

Q&A

取締役の法律実務

編集 取締役実務研究会 編集代表 山口 和男

取締役会を設置しない株式会社にも対応!!



●取締役の制度や実務について、あらゆる問題を取り上げ、Q&A方式でわかりやすく解説してありますから、取締役の権限、義務、責任などが本書ですべてわかります。

●具体的な質問にわかりやすい回答が付され、さらに、内容の理解を容易にするための詳細な解説や参考となる判例等を掲げてありますので、その場で問題の正しい解決が得られます。

加除式・A5判・全4巻・ケース付・総頁5,922頁
本体価格20,000円+税 送料実費

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

☎ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規Web で 検索

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2014.7)222-1⑩

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

創業1948年  新日本法規出版